

令和7年 第2回定例会

産業文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和7年第2回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和7年6月9日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員長	中村美穂	副委員長	堀真
委員	松林敏	委員	浦川圭一
委員	安部都	委員	山口憲一郎
委員	竹中悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 山口聡一郎

説明のため出席した者

教育次長	荒木隆	教育委員会理事	鳥山勝美
(学校教育課)			
課長補佐	梶尾和美		

建設産業部長 山崎禎三
(土木管理課)

課長	藤崎隆行	課長補佐	山口亮
係長	田口哲也	主査	川田陽介
主査	吉村尚倫		

(都市計画課)

課長	前田将範	係長	岩瀬博暢
主査	久保竜太		

(産業振興課)

課長	永石大祐	係長	前川哲郎
----	------	----	------

本日の委員会に付した案件

議案第43号 町道路線の廃止について

議案第44号 町道路線の認定について

議案第45号 令和7年度長与町一般会計補正予算（第1号）

開会 9時30分

閉会 12時32分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和7年第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会に分割付託を受けました議案第45号令和7年度長与町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

皆さんおはようございます。令和7年度一般会計補正予算（第1号）学校教育課所管分につきまして、ご説明をいたします。今回の学校教育課所管分の補正予算につきましては、更新予定でありました外国語指導助手A L Tの1名の帰国ならびにそれに伴う新規の外国語指導助手1名の追加任用によるものでございます。なお、更新予定でありました外国語指導助手A L Tの帰国の理由は、母国における大学院進学でございます。それでははじめに歳入からご説明をいたします。令和7年度長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の8、9ページをご覧ください。20款諸収入5項雑入3目雑入でございます。1節雑入は住宅借上時敷金権利金返戻金でございます。更新者の1名減、新規者の1名増によりまして、住宅借上時敷金権利金返戻金の当初予算からの差額分10万6,000円を増額補正しております。

続きまして歳出でございます。説明書の16、17ページをお願いいたします。10款教育費1項教育総務費2目事務局費でございます。1節報酬費は外国語指導助手報酬でございます。更新者の1名減、新規者の1名増に加えて、外国語指導助手の報酬は、勤続年数によって異なることによりまして、報酬総額の当初予算からの差額分16万円を減額補正しております。続いて4節共済費です。会計年度任用職員社会保険料になります。更新者の1名減、新規者の1名増に加えて、外国語指導助手の報酬月額増による社会保険料の当初予算からの差額分35万8,000円を増額補正しております。8節旅費は費用弁償でございます。新たに帰国することになりました外国語指導助手の帰国旅費に充当されます。11節役務費は傷害保険料でございます。更新者の1名増、新規者の1名減による傷害保険料の当初予算からの差額分3,000円を増額補正しております。続いて13節使用料および賃貸料です。これは住宅借上時敷金権利金でございます。更新者の1名減、新規者の1名増による当初予算からの差額分10万6,000円を増額補正しております。続いて18節負担金、補助及び交付金でございます。これは外国青年招致事業負担金でございます。新規のA L T 1名分の渡航負担金ならびにJ E Tプログラムによるオリエンテーション負担金に充当されます。以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。この補正予算につ

きましては、歳入歳出まとめて質疑を受けたいと思うんですが、どのページのところでいうことで、まずは歳入のところから受けていこうかとは思いますが、質疑はありませんか。歳出の方でも質疑を受けますが、質疑はありませんか。おおむね提案理由で説明はされておりますけれども、いかがでしょうか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

17ページのところでですね。外国語指導助手、JETとそしてまたALTの外国青年招致事業のそのALTの分ですね、その辺りもう少し詳しく教えていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

JETは、外国青年招致事業、語学指導等に伴う外国青年招致事業の団体のことになります。JETプログラムからALTを派遣していただいているという形になります。ALTが外国語指導助手を指します。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そしたら1人減で1人増というところであるんですね。そしたらすいません、先ほどのJETプログラムオリエンテーションは、今年はどのようなことを予定をされてるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

このオリエンテーションにつきましては本町で行うものではなく、新規で来日されるALTの方を東京の方で、全体的にオリエンテーションをされるということです。初めて子どもたちに指導する方もいらっしゃいますので、子どもたちへの関わり方等そういったオリエンテーションがなされるように聞いております。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

同じところですけども、まず保険料のところですね。17ページの4の共済費の保険料ですが、JETプロジェクトということですから、自治体が負担するのは、まずこの年収と1回の来日、帰国、それから社会保険料の半分ということですが、これ間違いありませんか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員がお示しのとおりで間違いございません。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

J E Tプロジェクトということであれば国の交付税措置というのがあると思うんですが、そのあたりはちょっと説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

梶尾課長補佐。

○課長補佐（梶尾和美君）

交付税の措置につきましては、A L T 1人につきということで決まってるようです。ただ、財政の方にも確認をとらせていただいているんですが、ちょっと金額については、はっきりしないというところで回答を頂いておりますので、1名につきってということで交付税の中に含まれているということでお聞きしております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

今現在長与町に何人おられるのかっていうのと、その人数の計算式みたいのがあるのかどうか。その差、定数が今十分にいいのかどうか。その辺を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在本町におりますA L Tは3名でございます。この3名は3つの中学校がございす、その中学校区ごとに小学校も回りますので、中学校区に1名という形で本町は考えて3名をお願いしているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

となると、今後高田中のA L Tの先生は、高田小と高田中だけ、長与中の方は、北小と長与小を見るとか、何か生徒数のバランスがひどく違うような気がするけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

一応今後も中学校区ごとに考えております。高田地区につきましては、高田義務教育学校となりまして、児童生徒数が増える形になりますので1名で対応していきたいと思いますが、ALTの住居の場所によって交通費、町内での交通費も発生しますので、中学校区ごとというよりもALTの交通費の負担軽減も考えながら場所を考えていきたいと思っております。できるだけ同じ数ぐらいの子どもたちと接することができるようにしていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

先ほどと同じところですけども、JETプログラムは、今ALTということでしたが、国際交流員とか、スポーツ国際交流員というのもあると思うんですが、将来的には、いかがお考えですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員がお示しのとおりJETプログラムには語学指導以外にもありますが、本町としましては、語学指導のALTのみを考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

そのALTの先生ですね、小学校、中学校で大体何時間、月に稼働してるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

梶尾課長補佐。

○課長補佐（梶尾和美君）

ALTの先生方は、勤務時間帯が8時半から16時15分までになっております。それで各学校を曜日によって区分がされておりますので、その中でも子どもたちに接していただいて、コミュニケーションをとって英語での会話っていうところと、日本語を自分たちもですね。学ぶというところで聞いております。ですから曜日ごとに毎日入っておりますので、月曜日から金曜日までっていう形ですね。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

参考までに報酬ですね。今日本とアメリカのGNP違いますけどね。大体1人当たりの本人の所得というのは年間どれぐらいになるのか。それとですね、旅費ですね。これは片道の旅費だと思うんだけど、ちょっと20万円という数字が適切なかどうかというのを私はちょっと判断できないんですけども、もう少しかかるんじゃないかと思うんですけどね。その辺はどうですか。

○委員長（中村美穂委員）

梶尾課長補佐。

○課長補佐（梶尾和美君）

ALTの方たちについての年間の報酬につきましては1年目、2年目、3年目、4年目以降ということで、それぞれ異なっておりまして、1年目の方が402万円、2年目の方が414万円、3年目の方が426万円、4～5年目の方が432万円ということになっております。月額当たりが1年目の方が33万5,000円、2年目の方が34万5,000円、3年目の方が35万5,000円、4年目から5年目の方が36万円ということになっております。ALTにつきましては、5年を経過すると帰国をとつというところに通常はなりますので、帰国か日本の方でお勤めをされる方も過去にもございますので、そういった形で長与町のALTとしては、5年が最長になるような形になります。もう1つの分です。旅費につきましては、今までの過去ALTが海外に帰られたっていう方につきまして、シンガポールの方がお1人おられるんですけども、その方についてが大体10万円程度の旅費でしたので、そういった形で予算計上は20万円というところで、アメリカとか場所が違いますので計上をさせていただいてる状況であります。ただ、こちらの方やはり価格とかが上がっているところもあるので、実質帰るときによってチケットの取得によっても変わってまいりますので、その辺りもしかしたらまた、他のところからの流用とかでお願いするような形になる恐れもございます。今のところは20万円というところで計上をさせていただいているところです。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで教育委員会学校教育課所管分の質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。続きまして、建設部所管分の提案理由の説明を求めます。

山崎建設産業部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

皆さまおはようございます。それでは議案第45号令和7年度長与町一般会計補正予算（第1号）の建設産業部所管の補正予算につきまして、所管課長より説明をいたしま

すので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

それでは産業振興課分について説明申し上げます。予算書の2、3ページをお開きください。歳入15款2項県補助金および歳出6款1項農業費につきまして、説明書により説明を申し上げます。説明書の6、7ページをお開きください。歳入よりご説明いたします。15款2項4目1節農業費補助金、こちらが新規就農者育成総合対策事業補助金217万2,000円でございます。こちらが新たに経営を開始する認定新規就農者の方に対しまして、要件を満たした場合に機械・施設、家畜の導入、果樹・改植、リース等の事業を対象とした補助でございまして、補助の対象上限が1,000万円について4分の3以内の助成をして、助成があるという国・県の補助でございます。こちらが初期投資促進事業について本年度事業採択をされたもので、歳出の6款1項3目農業振興費へ充当をいたします。

続きまして歳出の方に移ります。説明書の14、15ページをお開きください。6款1項3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金でございます。新規就農者1名に対しまして、新規就農者育成事業補助金、初期投資促進事業により、施設整備に対しまして補助を行うものでございます。内容といたしましては、農薬等を散布するオートタンクカー、運搬車、ビニールハウスの換気を自動で行う自動谷換気装置ならびに灌水装置の施設整備を予定しております。以上が産業振興課分でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

藤崎土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

続きまして、土木管理課所管分につきましてご説明をいたします。予算書の4ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正につきましては、どちらも土木管理課所管でございます。まず上段の都市計画道路西高田線街路整備事業は、北陽台高下バス停付近の用地補償および現在施工中の続きの工事につきまして、年度をまたいで契約予定でありますので、令和8年度分につきまして、債務負担行為を行うものでございます。次に下段の公園施設長寿命化対策工事でございますが、中尾城公園の遊具設置工事につきまして、年度をまたいで契約予定でございますので、令和8年度につきまして債務負担行為を行うものでございます。5ページをお開き願います。第3表地方債補正、上段、公園施設長寿命化事業および下段の市街地整備総合交付金事業、ともに国の内示に伴い地方債の限度額を変更するものでございます。続いて、補正予算に関する説明書によりご説明をいたします。まず歳入でございますが、6、7ページをお開きください。14款2項4目2節都市計画費補助金の公園長寿命化対策支援事業費補助金は、国の内示の

減による減額でございます。同じく3節市街地整備総合交付金の一番上、町道新設改良事業費交付金、およびその下、公園整備事業費交付金は、どちらも国の内示減による減額でございます。8、9ページをお開きください。20款5項3目1節雑入の2段目、子ども活動支援金は、子どもたちの健全な心身の発達に資する事業に係る経費に対する支援金でございまして、歳出の公園整備工事費に充当するものでございます。21款1項2目4節都市計画事業債の公園長寿化事業充当起債は、国の内示減に伴い減額するもの。同じく5節市街地整備総合交付金事業債の一番上、町道新設改良事業充当起債およびその下、公園整備事業充当起債は、どちらも国の内示減に伴い減額するものでございます。

次に歳出でございしますが、14、15ページをお開きください。8款2項3目道路新設改良費は財源組替でございます。16、17ページをお開きください。8款5項5目14節工事請負費の一番上、公園整備工事費は北陽台の公園における遊具設置工事の費用でございます。財源の一部に歳入の子ども活動支援金を充当をいたします。その下、長寿化対策工事費は、中尾城公園の遊具設置工事を2カ年で行いますので、債務負担行為設定額と同額の6,000万円を減額するものでございます。以上が今回の補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。本日配布した資料につきましても、そのままご説明した方がよろしいでしょうか。

本日配布しました資料ですが、西高田線の事業の進捗表と図面3枚でございます。事業の進捗表につきましては、記載のとおりでございます。図面については、担当よりご説明をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

それでは都市計画道路西高田線の現在の状況につきまして、3枚の図面を使いましてご説明をしたいと思います。まず計画平面図の3-1ですね。1枚目なんですけれども、これは西高田線の全体計画図になっておりまして、方向を言いますと、こちらが北側ですね。それから位置的には、こちらが長与町役場、それからこちらが長崎多良見線の高田踏切辺りでございまして、起点がこちらの長与町役場の前にある長与川にかかっております長与中央橋を起点といたしまして、終点が長崎多良見線にまでつながる全長が1,330メートルにつきまして、整備を行っているものでございます。こちらの長与役場前のこの橋からこちらのまるみつパチンコですね。こちらの640メートルにつきましては、平成29年度に供用開始をしまして、現在整備が進んでおります。また、こちらの長崎多良見線から和楽団地入口までの120メートルにつきましても、現在令和5年度に完成をしまして、合計で760メートルの部分が整備済みということで、残りの570メートルにつきまして、現在整備を行っているという状況でございます。今現在の整備率につきましては今94%ということで、これは事業費ベースになりますけれども、

94%ということでございまして、現在こちらの和楽団地入口付近からですね。こちらのけやき医院ですかね。こちらの方向に約200メートルの部分につきまして、歩道の整備であったり、かさ上げ工事を現在実施をしておるところでございまして。あと残りの用地補償であったり建物補償につきましては、こちらの青で丸く囲っておりますけれども、こちらの所があと残り建物補償が1件ありまして、また用地補償も2件残っているという状況でございまして。こちらにつきましては、後にちょっとこう別の図面でご説明をしたいと思います。また、こちらのまるみつパチンコの前の交差点につきましても現在発注をしております、約140メートルの整備を行うよう、発注業務を今完了しているところで、今後随時工事に入ってまいりたいというふうに思っております。以上、全体の西高田線の説明を終わらせていただきたいと思います。それでは次にこちらの計画平面図の3-2というふうに書いてあるちょっと部分的に大きくした図面をお渡ししておりますので、お手元の配布している図面も一緒に併せてご覧いただければと思います。次に、こちらが計画平面図の3-2ということで、こちらの現在交渉中であります建物移転補償の物件がある場所をちょっと大きくした図面でございます。こちらの灰色で着色をしている所が現在の道路の状況でございまして、こちらの上の方に向かって伸びている道路、これが北陽台高校に行く登り口でございまして。それから赤で着色、赤で記載している所がですね。これが都市計画道路の計画路線道路となっております。現在先ほど建物移転補償が1件あるということでご説明をいたしましたけれども、そちらがこちらの工場になっておりまして、建物移転が1件とあとそれに伴いまして、こちらの道路の用地を買収いたしますけれども、こちらの約230平米を建物移転と合わせて道路用地として買収を行うものでございまして。先ほど説明もしたんですけれども、こちらが残地がちょっと小さいということで、こちらにはちょっと工場が建てられないということで、代替地ということで他の場所に移転をするということで考えておられるようございまして、そちらの代替地の件も含めて現在交渉を行っているところございまして、実際令和6年度に完成をしたいということで交渉をしておりましたけれども、代替地の問題等ございまして、ちょっと契約が令和7年度にずれ込むというふうなことでございまして。それから仮に令和7年度に契約をしたとなりましたけれども、こちらが別の代替地の方に移転をして、そちらに工場を建てて、そして、こちらを解体をするというふうなスケジュールを考えますと、どうしても令和8年度にまでかかるということでですね。先ほど補正予算にも計上しておりますけれども、債務負担の方を8年度の債務負担をお願いしたという状況でございまして。あとこちらはですね。西高田線の目的については、こちらの長与交差点の渋滞解消というふうなこともあって、交通の分散であったり、あとこちらの北陽台の学生がバス停におるということで、そういった交通安全も視野に入れて整備をしておりますので、新しい道路についてはバスレーンを新しく造ったりしております。また、この横断歩道も現在こちらに造るようにはしておりますけれども、これにつきましても今後これはあくまでも計画ということで、今後警察等も協議をいたしまし

て、路線のルートであつたり横断歩道も今後警察と協議をしてまいりたいというふうに考えております。次に3枚目ですけれども、こちらも3枚目ということで、先ほど説明したまるみつ交差点の付近の図面でございまして、こちらがまるみつ、そして、こちら側に行けば佐藤病院ですね。ララコープの方に行く旧道になっております。こちらが高田越踏切の方、こちらが長与町役場の方に行くというふうな図面でございまして、同じくこの赤が計画道路ということになっております。現在この灰色のような感じで道路が通りまして、どうしても本線がこちらの旧道の方ですね。ララコープの方が今本線扱いになっておりまして、こちらのイオンタウンの方に行く道路が枝線のような感じになっておりますが、現在工事を発注をいたしまして、こちらの赤のような形、完成形ではございませんけれども、赤のような形ですね。車道については、この赤のような形に変わりますので、今後はこちらの長与中央橋に行く方を本線というふうな取り扱いにいたしまして、こちらを枝線というふうな考えになりますので、交通安全対策については、かなり向上するのではないかなと思っております。こちらはまだこちらの方がちょっと工事ができないような状況でございますので、若干ちょっとこう完成形では整備はできませんけれども、現在の交通状況に比べたらだいぶ安全対策は講じることができるのではないかなと思っております。現在、工事についてもまた引き続き行ってまいりたいというふうに考えておりますけれども、この西高田線については、現在鋭意整備をしておりますけれども、まだ移転補償とか用地等ございます。またこちらを早く整備をして、安全対策あるいは交通の分散を図られるように早期の整備を目指して、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上、説明を終わります。

○委員長（中村美穂委員）

都市計画課、前田課長。

○都市計画課長（前田将範君）

都市計画課です。よろしくお願いいたします。それでは都市計画課所管分につきまして、ご説明申し上げます。補正予算書の2ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入の14款2項国庫補助金の補正額5,848万円の減額のうち、344万円の減額が都市計画課所管分でございます。今回の補正予算の趣旨としましては、国庫補助金の内示等による財源組替のみでございますので、都市計画課所管分の歳出総額につきましては変更ございません。

それでは歳入歳出予算の補正につきまして、補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。補正予算に関する説明書のはじめに歳入からご説明申し上げます。6、7ページをお開き願います。14款国庫支出金2項4目3節市街地整備総合交付金、説明欄の上から3段目、事後評価業務費交付金344万円の減額でございます。こちらは歳出の8款5項1目都市計画総務費12節委託料の都市再生整備計画事後評価業務委託に充当する国庫補助金でございまして、国庫補助金の内示等による財源組替のため減額するものでございます。以上が都市計画課所管の歳入予算でございます。

次に歳出でございます。14、15ページをお開き願います。14、15ページのページの最下段、下の段ですね。8款5項1目都市計画総務費ですが、こちらは12節委託料の都市再生整備計画事後評価業務委託に関する補正となりますが、今回の変更につきましては、歳入の財源組替のみでございますので、歳出総額につきましては、変更はございません。補助金の内示等によりまして、国庫支出金が344万円減額、その不足分、減額分を一般財源で充当しております。財源組替のみでございます。以上で令和7年度一般会計補正予算（第1号）の都市計画課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。まずは産業振興課所管分の質疑を行います。歳入歳出全般にわたって質疑を受けますので、ページ数をおっしゃって質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

説明書の14、15ページ、歳出、6款1項3目農業振興費ですが、先ほどご説明はいただきましたけれども、施設整備などでビニールハウスですかね。何かそういったものの設備ということでしたけど、これ何を作られる農家なんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今回の対象者の方につきましては、アスパラガスを栽培される農家でございます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この新規就農者育成総合対策事業補助金というのは、県の制度というか支出金だと思いますけどいわゆる要件が当然あると思いますが、その要件というのが就農、なんていうんですかね。この補助金を受ける時点だけじゃなくて、その先も何年続けるとかいろいろそういうのがあると思うんですが、満たさなかったら返還になるお金だと思うんですが、その何ていうかね。その返還、こういう場合は返還してもらうっていう、ちょっと条件、要件というんですかね。教えていただければと思うんですが。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

主な交付要件についてご説明をいたします。国の要綱上ですね。独立自営就農する認定新規就農者であること。2つ目に、経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。3つ目に、目標地図に位置づけられている、もしくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。4つ目に、本人負担分について金融機関から融資を受けていることが主な交付要件となっております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると逆に言うと、5年目までに生計が立てられなかったら返還ということになるんですよね。ちょっと確認です。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

農業経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を立てていただくということで、実際その所得がどれくらいっていう目標がありますので、そこを目指して実際やっていただくと。ただ、それに直接満たない場合も当然あるかと思うんですけども、その場合はもう完全に農業を辞めますとかいうところが返還の対象になるということで考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると計画があれば実際にはそうならなくても辞めたりしなければ返還にはならないということですよ、今のご説明。それはいいんですが、実際に計画どおりじゃなかったとしても、例えば営農を続けてるっていうんであればまた別かもしれないんですが、今おっしゃったもう辞めてしまったとか、そういう場合は返還になるということで、それをチェックするのは誰なんですかね。これ県の国の制度で県からの支出金ですが、実際にその5年後だっぴりにちゃんと返還しないでいい状態かどうかとかっていうのをチェックやもしくは徴収っていうんですかね。これやはり県費とはいえ、こうやって町を通して出てるわけですから、町なのかなと思うんですが。その辺のチェックを行うのは、どこになるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

これは町を通じて県に対して申請をして国県の補助を頂きますので、町であつたり県であつたりがどういうふうな状況かということは、確認しながらやっていく事業と考え

ております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。ちょっと細かいことは、また所管事務調査が明日もあるのでいいんですが、最後にこの今回の1名の方っていうのは、町外から来られた方なのか、それとも長与町にお住まいだった方なのか、それだけお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

出身は町内出身の方ですけども、農業者の家庭の方ではない方が、農業関係の方とご結婚されて、別の形態として事業を始めますということで始めておる方でございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

これもともと当初予算で300万円ぐらい上がってたのかなと思ってまして、これ実際今もう既に受けてる人がいらっしゃるのかなと思ってんですけども、それプラス新たにもらう人、補助金頂ける人が1人増えたからこの補正が入ったのかなと思うんですけど、これ何年程度もらえるとか、そういう制度とかありますか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

当初予算で計上している方がですね。経営発展支援事業といいまして、就農後3年間経営面での支援ということで、定額補助をするっていう内容の補助でございます。今回の方は、就農後に施設整備の方につきまして補助がありますので、別項目という認識でいただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほどの説明ではこの新規就農者の方1名は、もう土地も既にその農業者からレンタルなり賃貸なり確実に借入れができる、できているっていう方、または資金、これ200万円できないでしょうから、資金をある程度の借入れができている、予想予定があるということでの対象者というところでよろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

この方につきましては、昨年度から就農を開始しておりまして、この施設整備の補助につきましても昨年度予算でもちょっと計上はさせていただいたんですけど、採択にならずにですね。今年度になってちょっと採択になったもので、今回補正で計上させていただいております。就農はもうされてハウス等も建てられて、アスパラガスの収穫も実際あってる方でございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

産業振興課所管分の質疑を終わります。

続きまして、土木管理課所管分の質疑を受けます。

こちらも予算書、それから歳入歳出にわたって、全体にわたって質疑を受けます。何ページのどこということでお伝えください。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

17ページの公園整備工事費ですけれども、北陽台公園の遊具の設置ということだと思うんですけれども。あの公園がもともと何か遊具がなくて、あれなんでなかったのかっていうのが聞きたいのと、あの団地を造るときの整理組合みたいところが本当は遊具まで整備せんばやったとじゃなかとかなと個人的には思うんですけれども、その辺は教えていただきたいのと、今後、例えば丸田とかでも今開発工事されてる中に公園ができたとして、その遊具もやっぱり役場の方で整備しなくちゃいけないのかどうか。あと、金額的に400万円っていうのが少しあんまり大きな遊具ではないのかなと思ってまして、もう今後も遊具の整備をしていく予定があるのかどうか、教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

田口係長。

○係長（田口哲也君）

北陽台の今まで公園に遊具がなかったということについては、開発段階において業者が遊具を設定していなかったということで、ちょっと理由がすいません、今現在分かっていません。予算の方については、今のところ滑り台と2連の鉄棒、あとは2連のブランコを考えております。それで大体予算がそれぐらいになります。もし自治会とかからの要望があったら、その予算の範囲内で遊具の変更も考えてはおります。

○委員長（中村美穂委員）

藤崎課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

公園の整備なんですけれども、開発をされるときに公園の面積は何%以上というような要件はあるんですけれども、そこに遊具を設置していただきたいというのは、どうして

もお願いのベースになってしまいますので、必ず遊具を設置してくださいということは、強くは言えないということになりますけれども、やはり遊具がない公園というのは良くない。子どもたちもいらっしゃるということで、できれば遊具を付けてくださいというお願いはしていくつもりでおりますけれども、全ての公園について遊具が付くかっていうことについては、今後の協議次第かなというふうには思っております。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

同じページの今の下の段の中尾城公園の分ですね。これは2年間にわたって計画されておりますけども、内容的にどのような遊具を入れられるのかですね。説明をお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

藤崎課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

公園整備につきましては、担当より図面にて説明をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

田口係長。

○係長（田口哲也君）

主に4カ所考えておりまして、全て複合遊具になっております。こちらがスライダーのちょうど滑り降りてくるところなんですけども、スライダーを撤去して、こちらに主に乳児ですね。1歳から3歳向けのこういったものですね。こちらにちょっとあるんですけども、こういったものを設置したいと思っております。次にこちら冒険の谷といいまして、今簡単なロッククライミングみたいな石が付けられてたり滑り台と砂場がある所なんですけども、こちらが3歳から6歳、幼稚園児向けのちょっとしたこういった複合遊具ですね。上の方、上段の方にもこういった遊びをつけて、一応ここには安全柵を付けたいとは考えております。こちらなんですけども、今草スキーが設置されてる所なんですけども、こちらも小さい草スキーと大きく草スキーがあつてですね。どちらも草スキーを撤去して主に6歳から12歳、小学生以上ですね。子ども向けの遊具を設置したいと考えております。このような形になっておりまして、こちらが大きい方の草スキー場のなっておりまして、こちらが小さい幼児用の草スキーの跡地にできる形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

以前から遊具が少ないということで言われて、これでまた遊びに来てくれる人も増えるんじゃないかなと思っております期待しておりますのでございます。今ちょっと話の中で

スライダーを撤去してっていう、一番左の子どもたちが。そこはどのようなことをするんですかね。撤去するということ。スライダーの撤去する。遊具じゃなくてスライダーを撤去するって今言わたんです。それはどのように、もう全部外してしまうんですか。

○委員長（中村美穂委員）

田口係長。

○係長（田口哲也君）

そうですね、エアロブリッジはそのまま、スライダーの部分だけ撤去いたしまして、どうしても撤去する関係でクレーンは使いますので、そこを盛り土をしないとイケないんですよ。そこを固めてその跡地にこのような遊具を設置する形になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

従来のモノレールというのは、そのままきれいに整備されていくんでしょうかね。

○委員長（中村美穂委員）

田口係長。

○係長（田口哲也君）

モノレールについては、今のところそのままの予定です。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

歳入で債務負担行為の西高田線の1億円ありますね。これについて現状、先ほど資料を頂いて、よく理解できたんですけど。今後ね、これは、そして、さっきの説明の中では、課長補佐は1,330メートルと言ったけど、私の記憶では1,380メートルだったろうと思ってるんですね。それと当初の計画は、まるみつパチンコの上をオーバーして、レールをオーバーして、天満宮の所に道路を造って33号線に接続するという計画だったんですよ、これですね。それと同時に、起点が要はその古賀病院からの起点であって、あの橋ができたことによって、その橋からということになってるんですね。今のそういうような変更になってると、僕はそういうふうに理解してるんですよ。今後ですね。この経費が高田南を見ても分かるように、当初110億円だったのが337億円というめちゃくちゃな金額になってるんだけど、この金額がどれぐらい、最終的に完成をするときにどれぐらいの金額になるのか。それと同時に、先ほどのまるみつパチンコの交差点の所の状況が、果たしてまるみつパチンコが、この用地の交渉に今どういう状況になってるのか。その辺についてちょっとまずお知らせください。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

まず西高田線の事業費ですけれども、先ほどお配りをいたしました資料にありますように、全体事業費が約43億円ということになっております。これにつきましては、現在事業期間が令和8年度までという期間で整備をしておりますけれども、事業費につきましては、確かに議員おっしゃられますとおり物価高騰であったり人件費高騰等もございますけれども、今段階のでは現在のこの43億円で収まるような金額でいけるのではないかなというふうに試算をしているところでございます。あと先ほど言いました、まるみつパチンコの所の用地の問題でございますけれども、現在まるみつパチンコとは現在交渉をしております、現在のところ契約までは、用地の道路にかかるところの契約まではしていただいているという状況でございますので、今後も工事に当たりまして、ちょっと敷地の中の少しすり付けであったりとか造成もございますので、そこは向こうの業者とその都度調整をしながら営業に支障がないような形で、今後も工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それからもう、要はタウンの方から下ってきて、交差点の両サイドね。あれ、要は鉄分の赤いのが出てきて、今結局いろんな土留めみたいな土留めっていうか、下にブロックを敷いて要は結局その赤いのが出てこないようにしてますね。あれは今後もそのまま続けるおつもりですか。それともこの交差点の改修のときに、これを全部処理するということですか。その辺についてはどう考えてますか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

あそこのまるみつ交差点線からイオンタウン側ののり面の件かなと思いますけれども、今回工事を発注した部分につきましては、まるみつ交差点の部分のみでございまして、あちらののり面の補修については、今回の工事には入っていないところでございます。ただ、あそこも将来的には、あのままにしていこうというわけにはいきませんので、時期を見て何らかの改修工事を行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

その交差点の所にこだわるんですけどね。あの辺の住民の方から信号を付けてくださいという要望がたくさん上がってるんですよ。それで一番問題は、この図面を見てもツインキャッスルに入る進入路ですね。これが非常にやっぱり問題が起こってるんじゃない

いかなと。現況ではもうやっぱり左の道路、長与橋の方から来たときには、左の道路というのはほとんど視界が利かない。もちろん結局、右とも拡幅するわけでしょうから直線的には見えるんでしょうけどね。そういう部分でこの道路の体系が果たして正しいかなと、ちょっと私は今ちょっと不審に思ってるんですよね。だからその信号とかそういう形態についての話し合いを今やってるのかどうかですね、お尋ねします。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

お尋ねの交差点部の信号機の関係でございますけれども、これにつきましても県警、警察と下協議をする中で、現在お示しをした図面等を用いまして協議を行っているところでございます。現在のところ警察からの返答といたしましては、ちょっと信号機については今のところ付ける予定はないというふうなことでございますけれども、確かにこちらの交通量等も勘案しますと、やはり信号機があった方が安全じゃないかなというふうなことも考慮されますので、その辺は今後の交通量の推移であったりとか、歩行者ですね。ここは通学路にもなっておりますので、そういったところも勘案しながら警察と随時、信号機の設置については、今後も引き続き協議をしてまいりたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

これはちょっと要望になりますけど、あの西高田線というのは、基本的に榎の鼻土地区画整理事業ができなかったら、これはもうできてない道路なんですね。はっきり言ってね。もう長与町はまずできないでしょう。だから榎の鼻土地区画整理事業があって、そこが半額負担をしたから何とかできたっていう状況なんですね。だから今先ほどその総額43億円という金額が出たということなんですけど、これを先ほど言ったように高田南みたいに3倍も4倍もならないようにね。このへんをよく考えながら工事を進めていただきたいと、そういうのを一応要望しておきます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

西高田線の移転しなくちゃいけない工場が1件あるということだと思うんですけど、これまだ代替地が決まってないみたいなあれだったと思うんですけども。一応工期が決まってるからある程度進んでるのかなと思うんですけど、これ結構北陽台の生徒が近く歩くからできるだけ早くこう決めてほしかって何年前から言いよったと思うけど、なかなか進んでないみたいなので、ぶっちゃけ代替地の進捗状況を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

移転物件の代替地の状況ですけれども、町としましても代替地が決まらないことにはなかなか前に進まないということで、こういった代替地も含めて鋭意協議をしまいいりましたけれども、現在向こうの方からちょっと代替地ですね。ある程度決まったということでお話を頂きましたので、そういったことから少し前向きに事業が展開できるんじゃないかなと思っておりますので、今後も7年度の早期早めの契約に向けて鋭意交渉を続けてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

いくつかあるんですが、まずは西高田線のことで、ちょっと私も産業委員会は久しぶりなので、ちょっとこれまでご説明いただいている経緯などがあつたら申し訳ないんですが、勘違いしてるところがあればご指摘いただきたいと思うんですが。まずは今の工場のところですが、私が多分以前、産業委員会にいた頃にもう結構前ですが、西高田線全体にわたって、そういう何かこう例えば立ち退きに同意してない人があって、工期が遅れたりとかですよ、そういう交渉がまとまらなくて、そういうことはないのかっていうのを聞いたときには、もうそういう何ですかね、用地買収等は全部済んでいるというような、要するにそういうことがあって延びるようなことはないというようなご説明があつたような記憶があるんですが、今回その工場が代替地が決まらなくて延びたというようなことですが、これは何ていうんですかね。もともと事前にまとまっていなかったんですかね、お話が。ちょっとご説明を頂きたい。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

はい。今言われた工場ですね。工場の所の代替地については、実際交渉するに当たっては、実際今ある所の解体とか、移設をする。工場の移設をするための費用を算出をしてご提示をするということで、あと、その代替地につきましては、どちらに移転するかというのはそちらの事業主が決めることではあるんですが、それも代替地が決まらんことには、なかなかその話がまとまらないということですね。町としましては、代替地も一緒に話をしていたということでございまして、以前、その用地買収は全て了解していただいているという今委員のお話については、ちょっと私たちが今ちょっと確認ができないものですから何とも言えないんですが、やはり計画があつて、その都度、地権者の方に交渉をして承諾をしていただいて契約という流れになりますので、まずはその契約をしながらご了解を頂くという流れでございまして、言われたようにその都

度ですね、地権者の方のご意向等もあり少し交渉が長引くというケースもあろうかと思
いますので、今言われた、委員が言われたその用地買収が全てよかったというのは、ち
ょっとうお答えが難しいところではあるんですけども、今後も今決まってない所に
つきましては、鋭意交渉をして早期の買収に向かって推進してまいりたいというふうに
考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっとその当時の私も質疑、自分でも正確に覚えてないもんですから、もしちょっ
と私の思い違いの部分があれば申し訳なかったんですが、今のご答弁で、まだ済んでな
い所もあるということですかね。今のさっきのご説明だと、この工場については代替地
がほぼ見つかったということで、もう大丈夫そうだ。前向きにということでしたけど。
今まだ決まってないところはこれから交渉というようにおっしゃったと思うんですが、同
じようにちょっと立ち退けなくて、何らかの理由で、この令和8年というこの道路の工
期が延びることがあり得るのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

すいません、私のちょっと説明が不足でですね。建物移転ですね。移転をするのは、
あと1件だけですね、用地ですね。その建物移転に伴いまして、そちらが建っている土
地、これも一緒に購入をする必要がありますので、用地補償がまだ残っているというこ
とでございます。それから令和8年度、現在、事業期間が令和8年度までということに
なっておりますけれども、今言われたように今ちょっと説明したように、建物移転の方
が少し延伸をしているという状況の中で令和8年度に解体をして、その後、その部分
の工事に着手をするというふうな流れになってこようかと思っておりますので、そういつた場
合やはり少し令和8年度の竣工ですね。これが少し難しいというか、少し考えざるを得
ないところもあろうかと思っておりますので、そういったときは事前にしかるべく時期を見て、
議会の方には事業期間の変更等についてもお示しをしたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。この工場の先ほど図面でご説明いただいた計画平面図の2枚目ですか
ね。3分の2のところだと、工場の敷地があつて道路がかかっているのは上の半分弱ぐ
らいだと思うんですが、土地自体は全部を買収して町有地になるということなんでしょ
うか。ちょっとお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

この3-2の図面で説明しました工場の敷地ですね。上の部分が赤で道路に取られるということで、残りがございます。これにつきましては、そのままの事業者が所有のまま残しておりまして、実際ここに工場が建てられればよかったんですけども、どうしても敷地がこう今よりも狭くなるということで、できないということで、現在、代替地を探していると、探してある程度、話がまとまったという状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そしたらこの平面図の3枚目なんですけれども、先ほども同僚議員から交差点の所の質問がありましたけれども、ちょっと私は信号までは思いつかなかったんですが、平面図で見ると左から右に横断歩道が横切って向こうには上にはあるんですけど、役場側からまるみつ側っていう、この横向きには横断歩道がこれ書いてないんですが、ここは横断歩道も計画されてないんでしょうか。あった方がいいように思うんですが。

○委員長（中村美穂委員）

山口課長補佐。

○課長補佐（山口新吾君）

確かに議員が言われるとおり上の方ですね。図面の上の方には横断歩道がありまして、現在の道路につきましてもちょっと横断歩道があるんですけども、基本的に横断歩道につきましては、警察の管轄でございまして、実際、原則としては、今ある所を新しい道路が整備されるのに伴って、また新しく横断歩道をつける。要は1つあれば1つっていうのが原則でございますが、ただ今言われたようにララコープの方に行く方ですね。あちらに多分横断歩道がないのかというご質問かと思うんですけども、それにつきましても今後交通量の増加も見込まれまして、通学路とか子どもたちも通るということであれば、またその辺も含めて横断歩道の設置についても引き続き県警、警察とも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

西高田線の話は、分かりました。最後に北陽台の公園の遊具の件なんですけど、先ほど遊具の予定内容を滑り台や鉄棒、ブランコということでしたが、その中で自治会の要望があれば予算内で違うものにするかもというお話だったと思うんですけど、普通に、先に自治会にどういう遊具が欲しいか聞いてから造るべきじゃないかと思うんですけども、これちょっと考え方というか、なぜそうならないのか。このその滑り台、鉄棒、

ブランコっていうのは、何を根拠にというか、これにしたのか、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

田口係長。

○係長（田口哲也君）

根拠といたしましては、一般的に公園に置かれている遊具という形でこれを選んでおります。先日、自治会長の方に一応こういう遊具で今考えておりますという形で提示をさせていただいております。まだ自治会内で話がまとまっていないということでしたので、一応現在こういう形で先ほどお答えさせていただきました。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

1回造ってしまうと当然もうそう簡単には更新はきかないと思うので、もうしっかりそこは造る前に聞くべきだと思うんですが、それちゃんといつまでにご回答くださいますか、何かちゃんとした答えをもらうようになってるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

藤崎課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

この遊具に関しましては、ある程度ですね。やはり町の予算措置をした上で自治会の方に話をした方がいいだろうという判断もありまして、ある程度の一般的な公園にある遊具ということで想定をいたしまして、今回予算を計上させていただきました。今後、詳細に自治会の方とも話し合いをしまして、何の遊具が欲しい、場所についてもここかどうかという所はまだ確定をしておりますので、その辺に関しても自治会と相談しながら決めていきたいというふうに思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで土木管理課所管分の質疑を終わります。

続きまして、都市計画課所管分の質疑を行います。

歳入歳出、全体を通して質疑を受けます。質疑はありませんか。

財源組替ということで説明がありましたけども、質疑なしと認めます。

これで都市計画課所管分の質疑を終わります。以上で、建設産業部の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それではこれから討論を行います。まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４５号令和７年度長与町一般会計補正予算（第１号）産業文教常任委員会分割付託分の件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

１１時１５分まで休憩いたします。

（休憩 １０時５７分～１１時１４分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第４３号町道路線の廃止についての件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

それでは議案第４３号町道路線の廃止につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本議案につきましては、道路法第１０条第３項の規定により、町道路線の廃止をお願いするものでございます。今回対象となる路線につきましては、高田南土地区画整理事業の道路整備に伴い新たに認定をするため、現町道を廃止する路線番号５００４から５０５５までの２９路線でございます。なお、参考資料といたしまして、町道の廃止路線の一覧、廃止路線を表示した図面を添付しております。図面には、起点を丸、終点を三角で表示しておりますので、ご参照を願います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４３号町道路線の廃止についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第４４号町道路線の認定についての件を議題といたします。本案に

ついて提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

議案第44号町道路線の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本議案は、道路法第8条第2項の規定により、町道路線の認定をお願いするものでございます。対象となる路線につきましては、高田南土地地区画整理事業の道路整備に伴い、新たに認定をいたします路線番号1153から路線番号1296までの33路線でございます。なお、議案の後に参考資料といたしまして、町道認定路線一覧、町道路線認定を示した図面を添付をいたしております。図面には、起点を丸、終点を三角で表示しておりますので、ご参照をお願いいたします。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりましたが、現地を確認するため暫時休憩いたします。
（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。
今現地を確認してまいりました。お疲れさまでした。
これから続きまして質疑を行いたいと思います。
この町道の認定について、現地調査も含めて質疑はありませんか。
暫時休憩します。
（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第44号町道路線の認定についての件を採決します。
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
本日はこれで閉会いたします。
（閉会 12時32分）